

## 第5検討部会 会議録

会議の名称	第28回 第5検討部会
開催日時	平成20年12月16日(火)10時00分から12時30分
開催場所	職員会館 講座室B
出席者	(部会長)石井副委員長 (副部会長)豊田委員、伊田委員 (委員)庵地委員、北原委員、木岡委員、椎橋委員、山田委員
会議内容	第12回運営調整部会の報告 素案(案)の内容検討
会議資料	第12回運営調整部会資料
発言内容	<p>第27回部会の議事録の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認</li> </ul> <p>第12回運営調整部会等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月9日開催の第12回運営調整部会の報告(部会長)</li> <li>・12月10日から19日までの期間でパブリック・コメントを実施している。</li> <li>・名称の決め方について説明。</li> </ul> <p>条例案の内容についての意見(別紙に整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の議論は部会として意見をまとめるものでなく、個人の意見として出して欲しい。</li> </ul> <p>下位条例の扱い(別紙に整理)</p>
次回以降日程 (予定)	<p>第13回運営調整部会 1月8日(木)</p> <p>第14回運営調整部会・全体会 1月20日(火)</p> <p>第29回検討部会 1月13日(火)10~12</p>

前文

- ・ 仕組みづくり「が必要となります」 「を進めます」(課題提示でなく方針をいうべき)
- ・ 時代を「越えて」 「経て」(時代は越えるものではないので)

第3条

- ・ 自治の主体としての「自覚を持ち」 「役割を認識し」(市民のそこまで枠をはめる必要もない。)
- ・ 現在の表現でいい。

第7条4項

- ・ 「濫用してはならず」をとってもいいと思う。(濫用の対象の権利が不明、市民のそのままで枠をはめる必要もない。)
- ・ やはり私的権利を主張しすぎる市民もいるので、こういう表現も必要。

第9条

- ・ 町会、自治会等の地縁による団体 町会、自治会、「学校を中心とした組織」等の
- ・ 「既存の枠組みにとらわれない組織を設置することができる」を条文に追加
- ・ 既存の枠組みにとらわれない組織(学校区を中心とした地域協議会)を設置することができるという表現は条文でなくてもいいので、逐条解説に加えておいて欲しい。  
(学校を中心に生まれている団体が多いため、今後の自治の主要な担い手として期待)

第15条

- ・ 逐条解説で、議員のモラルのない野次などを行わないことなどを記載して欲しい。

第16条1項

- ・ これらの結果を、速やかに これらの結果を「多様な媒体を用いて」、速やかに(議会広報やインターネット中継などが必要)

第26条

- ・ 新たに、「評価結果を踏まえて改善に務めなければならない」を加える。(評価することが目的でなく、それを踏まえて改善することが目的)

第27条

- ・ 必要に応じ、・・・進めるものとする。 「進めることができる。」

第28条

- ・ 特に必要があると認めるときは 「必要に応じ」  
(第27条と28条は表現を揃える。どちらも同じ程度である。)

## 第 29 条

- ・ 逐条解説で、公益通報の定義、対象者、内容を説明して欲しい。職員以外の市民も入っているのか。

### 附則、下位条例の取り扱い

- ・ 条例が施行される時期及びあまり間をあけずに運用推進委員会を設置すべきである。条例でなく規則でもいいと思う。いずれにしても、運用推進委員会の人数、役割、選定方法など運営調整部会で案を示すか、もしくは部会での検討事項にしてほしい。
- ・ 市民参加と市民協働の内容は類似している。この下位条例にどのような項目を盛り込むのかわからないと判断できない。運営調整部会で案を示すか、もしくは部会での検討事項にしてほしい。
- ・ 市民投票条例についてはもっと早い段階で策定をすべきである。
- ・ すべての内容を整理して基本条例とすべきではないか。十分議論して施行させたほうがいいのではないか。